

## 名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討について

関係省庁連絡会議

平成 24 年 9 月 21 日

- 1．可能な限り早期の締結に向け、関係者の意見、遺伝資源及び伝統的知識の利用の現状、諸外国における取組の状況などについて関係省が協力して十分に把握・整理しつつ、議定書の国内実施に必要な措置の検討を早急に進める。
- 2．我が国の遺伝資源及び伝統的知識の取り扱い（事前の情報に基づく同意を求めるべきかなど）については、有識者、産業界、研究機関、NGOなど幅広い関係者が参加して国民に開かれた議論を十分に行う場を設定し、そこでの議論の結果も踏まえつつ我が国としての対応を決定する。
- 3．PIC（事前の情報に基づく同意）及びMAT（相互に合意する条件）に関する提供国の国内法令又は規則の我が国の利用者による遵守に関する措置をとることは「締約国」の責務。国内の関係者から支持され、かつ、国際的にも合理的な説明が可能な措置を早急に検討する。